

保育料等決定通知書における副食費の支払いの免除の有無について

① 保育料・給食費について

令和元年10月以降、保育料は無償となっておりますが、給食費については、実費負担となっております。

なお、摂津市立認定こども園(教育認定)における給食費は、月額3,500円(主食費600円、副食費2,900円)です。

② 給食費(主食費・副食費)の取扱いについて

給食費のうち、副食費(おかず代等)につきましては、以下のとおり、支払いの免除を受けることができます。

【免除の対象】 次のいずれかに該当する場合

- ① 園児が**第3子以降**(多子カウント(兄弟)の対象は、小学校三年生まで)
- ② 市町村民税の所得割課税額が、**77,100円**以下の世帯
- ③ 養育里親又は生活保護世帯等の被保護世帯、小規模住居型児童養育事業を行う者

▼市町村民税の所得割課税額について

▶ 市町村民税の課税額は、住宅取得控除、寄付金控除(ふるさと納税分を含む)、外国税額控除、株式等譲渡所得割額及び配当控除等の特別控除については、適用前のもので算定します。

▶ 課税額の年度切り替えは9月です。

(例) 令和3年9月から令和4年8月まで → 令和3年度の課税額をもとに決定します。

令和4年9月から令和5年8月まで → 令和4年度の課税額をもとに決定します。

▶ 父母の市町村民税額の合計により決定します。

ただし、父母の年間収入合計額が103万円未満で、かつ同居の祖父母等いずれかの収入が300万円以上ある場合は、その祖父母等の方の課税額を基にします。この場合でも、本年の父母の3か月分の平均収入を勘案し、年間収入が103万円以上見込めるときは、父母の市町村民税額により決定することができる場合があります。該当される場合は、こども教育課へご相談ください。

▼副食費免除の有無の変更について

次のいずれかに該当する場合は、副食費免除の有無の判定が変更となる場合がありますので、こども教育課へご連絡ください。該当することとなった日の翌月分以降について、変更の対象となります。なお、事後のご連絡である場合は、年度内に限り、遡って変更となる場合があります。

(1) 所得の修正申告等により保育料決定の根拠となる年の市町村民税額に変更があるとき

(税務署や市民税課で手続きされた場合でも、こども教育課に変更内容のご連絡がなければ、変更できないことがあります。)

(2) 婚姻・離婚・死別その他の事情により、世帯状況に変更があったとき

③ 摂津市立認定こども園の給食費の取扱いについて

● 月途中の入退園があった場合の日割り計算について

⇒ 給食費 × その月の開園日数のうち、在園する日数 ÷ その月の開園日数(20日を上限とする)

● あらかじめ1カ月間、給食を食べないことが分かっている場合の免除について

⇒ 事前に免除申請書を提出いただいた場合、給食費が免除となる場合があります。

(用紙は各園にもあります。)



摂津市教育委員会事務局 次世代育成部 こども教育課

〒566-8555 大阪府摂津市三島1-1-1 新館6階

TEL: 06-6383-1184(直通)